

<後期高齢者医療の自己負担金について>

対象者…75歳以上の人及び65歳以上70歳未満の寝たきり状態(身体障害者手帳2級以上)にある人
 所得に応じて1割負担の方、2割負担の方、3割負担の方に分けられます。それぞれかかった医療費の
 1割又は2割、又は3割を負担しますが、下記のような限度額があります。

3割負担の方	Ⅲ課税所得 690万円以上の方	月 252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%	多数該当 月 140,100円
	Ⅱ課税所得 380万円以上の方	月 167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%	月 93,000円
	Ⅰ課税所得 145万円以上の方	月 80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	月 44,400円
一般所得者(1割負担・2割負担)の方		月 57,600円まで負担	月 44,400円
住民税非課税世帯の方(区分2)		月 24,600円まで負担	
非課税世帯で老齢福祉年金受給者(区分1)		月 15,000円まで負担	

<高齢受給者証の自己負担について>

対象者…70歳～74歳までの人

所得に応じて1割負担の方、2割負担の方、3割負担の方に分けられます。それぞれかかった医療費の
 1割又は2割、又は3割を負担しますが、下記のような限度額があります。

3割負担の方	Ⅲ課税所得 690万円以上の方	月 252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%	多数該当 月 140,100円
	Ⅱ課税所得 380万円以上の方	月 167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%	月 93,000円
	Ⅰ課税所得 145万円以上の方	月 80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	月 44,400円
2割負担の方		月 57,600円まで負担	月 44,400円
1割負担の方		月 57,600円まで負担	月 44,400円
住民税非課税世帯の方		月 24,600円まで負担	
非課税世帯で老齢福祉年金受給者		月 15,000円まで負担	

<食事療養費の自己負担の減額>

対象者…市内にお住まいの方は市民税、町村にお住まいの方は町村民税がかからない非課税世帯の人
 手続きを行えば入院中の食事負担金が安くなる制度です。

食事及び居住費の日額の標準負担額

	一般病棟及び 65歳未満の方	回復期病棟及び療養病棟で 65歳以上の方	
		医療の必要性の低いもの	医療の必要性の高いもの
現役並み所得者 及び一般	510円	食費:1食 510円 居住費:1日 370円	
低所得Ⅱ(住民税 非課税世帯)	90日までの入院 240円 90日を越える入院 190円	食費:1食 240円 居住費:1日 370円	
低所得Ⅰ②(年金受 給額80万円以下等)	110円	食費:1食 140円 居住費:1日 370円	食費:1食 110円 居住費:1日 370円
低所得Ⅰ①(老齢福 祉年金受給者) 境界層該当者	110円	食費:1食 110円 居住費:1日 370円	

※いずれも特定難病の者でない場合の負担額